

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和2年2月19日(水)

開会 9時30分  
閉会 10時36分

2. 場所 第1委員会室

3. 付議事件

- ①二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第8号)
- ②二宮町印鑑条例の一部を改正する条例(町長提出議案第3号)
- ③二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第6号)
- ④二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第4号)

※議事の都合により、上記の順序で審査を行った。

4. 出席者 二宮委員長、坂本副委員長、善波委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、根岸委員、野地議長

執行者側 ①町長、副町長、消防長、消防課長、庶務班長  
②③町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、戸籍住民班長、課税班長  
④町長、副町長、政策担当部長、企画政策課長、企画調整班長

傍聴議員 6名  
一般傍聴者 0名

5. 経過

## ①二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第8号)

### <補足説明>

消防長 今挙げられた条例改正について庶務班長より補足説明する。

庶務班長 担当課庶務班より説明させていただく。本条例改正について、本会議中に消防長からも説明した通り、消防団員の処遇改善を図るため、一部の階級に対する年額報酬額を改正するものである。

議案、条例改正新旧対照表をご覧いただきたい。現在の年額報酬額から説明する。新旧対照表には、今回の改正対象外の階級については表記が省略されており、現在団長 135,000 円、副団長 90,000 円、分団長 49,000 円である。続いて、今回の改正対象階級と年額報酬額について説明する。副分団長 40,000 円を 45,000 円に、班長 33,000 円を 35,000 円に、団員 33,000 円を 34,000 円にそれぞれ増額させていただくものである。なお、本改正案については消防団幹部と協議する際、年額報酬の基準額とされている地方交付税算入額

を

提示して、3回の会議を経て了承を得ているものとなるので、併せて報告させていただく。

**<質疑>**

善波

2点お願いします。この条例改正は、広域を今含んでいる平塚・大磯・二宮、これに3つの行政が同時進行でこういうような金額を定めているが、二宮独自のものか教えていただきたい。団員に関する被服の貸与品があると思うが、1人1団員当たり、どれくらいの金額がかかっているか教えていただきたい。

庶務班長

平塚・大磯・二宮町共同指令センターで、指令のみ共同運営させていただいている。消防団員においては、各市町の条例になるので、こちらは各市町違う金額を報酬額とさせていただいている。消防団員は、非常勤の特別地方公務員で、地方公務員法から外れ各市町の条例の中で定めるということで、こういった形になっている。2番目だが消防団員に支給される訓練服の夏服、冬服、帽子、その他個人貸与だが、編み上げ、皮手、長靴等で概算だが1人8万程度だと思う。

善波

今答弁の中で、二宮町で決めるということだが、指令の方が広域でやっているとそのへんでよその市町に確認しているのか。そういうようなことでやっているのか。二宮だけは独自というのは分かるが、各市町村、色々な話が出る中で二宮町は安いなとか、こうだとか、ああだとか出ないように、よその市町の参考資料があれば教えていただきたい。

庶務班長

改正に当たり、各市町の確認をさせていただいた。今話があった平塚市、大磯町について順次回答する。平塚市については団長74,900円、副団長が64,600円、分団長52,800円、副分団長42,900円、班長31,600円、団員27,600円。続いて大磯町だが団長157,900円、副団長92,900円、分団長53,400円、副分団長40,400円、班長35,500円、団員33,000円である。各市町、色々調べさせていただいた。これは条例に載っているものはインターネット等で調べられるものであるが、今回各分団の幹部と話す際にももちろん提示させていただき、こういった差があるとか、状況を確認し、まずは各市町の消防団の運用の仕方が違うので、あくまでもこれが平均だとか、中間的な報酬だとか、そう言ったことはあまり関係が無いということが消防団幹部から発せられ、まずは二宮町消防団の運用の中の各階級の職責に応じた額がが一番の焦点となっている。

善波

こういったことはモチベーションの問題なので、他地域とあまり差があると、団員の方がご了解するような心配りをさせていただきたいと思う。

大沼

今回の条例改正をしようと思った経緯というか、理由を教えてください。先ほどの年額報酬の基準の範囲の中でということだっ

たが基準がもしあるのならどのくらいの範囲があるものなのかお知らせいただきたい。

庶務班長

改正にあたった理由について、この条例で年額報酬が制定されたのが平成 21 年で、約 10 年経つ。それまでは短く階級別の報酬をしていたところだが、年額報酬というところで火災等一日一日に出る費用弁償を明確化するために、平成 21 年に改正され現行にいたる。それから 10 年経っていて、6 月議会で二宮議員の一般質問があったが、消防団の年額報酬等の意見もとり、その以前から消防団の方に掛け合うというか、今の年額報酬が見合ったものかどうかにいきながら今回の改正にいたった。基準額を順に申し上げるが、階級ごとに交付税算入額があるので順に申し上げる。消防団長 82,500 円、副団長 69,000 円、分団長 50,500 円、副分団長 45,500 円、班長、37,000 円、団員 36,500 円以上となる。

大沼

先ほどの変更理由について、二宮議員の一般質問のことがあったり、年数が経ったということで見直しをしているということだが、先ほどの話でも、費用弁償執務の手当について二宮議員の一般質問の中にあっただと思う。そこの部分について特に検討されなかったのかということをお知らせいただきたい。

庶務班長

今回は会議において費用弁償の話をした。まずは年額報酬の改定から進めた。費用弁償について確認したが各市町ばらばらで費用弁償について時給制であったり、3 時間以上執務する場合はいくらか、火災を想定したものと思われる。各市町ばらばらであることを提示して現状にあっているかどうかを確認し、今回は年額報酬を改定した。

大沼

この条例案が提出され、年額報酬が増額されるということは、二宮議員の一般質問が功を奏して、良かった取り組みかと思いき、歓迎できるが、今回の予算案の中に団の運営金が削られているということで、総額的に予算が増えていないというような結果になっている。操法大会があるので、その分の予算が繰り上げられているので全体的には上がっているような形になっていると思うが、今は予算の話をするところではないと思うが、このやり方でいくと、この予算とこういう条例案をセットで提出するというところで、希望というか、通るのかなという部分があるが、そこらへんは全体の額の中から締め付けがあってこういうような形を内部での調整ということになっているのかお知らせいただきたい。

消防長

今回の額を決めることにおいて、基準額より低い形でもってくることになる。まずボランティアの面でも消防団で考えていただいた。その中で運営費においてその分を全体で 2 万円ずつ、各分団、及び本部を削る形で行っているが、そのことについても提示したところ今の運営の中において適正に運営することが可能で了承するという確認として決めさせていただいた。

- 根岸 職名が他の方の値上げをしてのがよかったのではないかと思うが、この3つに限られた理由を教えてください。
- 庶務班長 他の階級にあっても、団長、副団長、分団長についても当然協議をした次第であるが、先ほど申した基準額について、団長・副団長については基準額より多い支払いとなり、分団長以下は、今回3人は少ない支給額となっているが、その中で副分団長の中の差が改正前4万円現在は支給しているが、5,500円ということでもかなり差が大きいことと、副分団長が消防団の中でこういったことを職責として行っているかを考えた中で、ここは差が大きい割に、仕事が職責に応じていないというか、そういったところで副分団長に注目して45,000円という額がそこで決定して、それから班長・団員の職責を考えた。分団長については3人枠から1,500円ということでもあまり差が無いということでここはこのままでいきましょうという話になった。
- 根岸 基準額で払うことにはしなかった理由があるのか。
- 庶務班長 もちろん担当として交付税算入額を提示してそこから案で、交付税算入額をそのものにした案を提示させていただき、そこから議論スタートになるので、しなかったというのはこちらとしてもお支払いする年額報酬額として案として提示させていただいている。
- 根岸 基準を支払うつもりがあり、調整をして、こうなったという話しか、理解した。
- 杉崎 平成21年にこの制度が切り替えたということだが、それからの単価なのか、今言われたのは団長が135,000円から、団員が33,000円ということも1つと。執務手当ての二宮の状況を、火災でも定期訓練でも金額を参考までに教えてください。説明があって40,000円を45,000円にあげた理由がもうひとつ分からない。45,500円の37,000円、36,500円でも良かったと思うが、提示してなんでそんないらぬよと。団員というか、分団長会議でそう言われたのか、それがもうひとつ解せないのでも教えてください。
- 庶務班長 現在の報酬額は、平成21年に改正した当時のまま変わらずとなる。費用弁償については、現在は訓練と災害時は1回につき3,000円。訓練等会議等は1,500円になっている。3番目の質問だが、報酬額基準額45,000円だが、45,000円という提示自体は45,500円でも良かったのではないかと当然あるが、ただ幹部である消防団長、副団長、8月に団本部3名と担当と話をしたところ、45,000円ですんなり決まってしまったところである。ここから班長と副団長と金額の差より職責の差を考えてどのようなことをやっているか、そこから始まってどのくらいがよいか、設定案を何を何パーセントというのはなかなか難しいが、現在の話し合いの中でたまたまというか、

副分団長については、増額は約 12 パーセント、それを 1 とするならば班長が 6 パーセントと 2 分の 1 で、団員については更に 2 分の 1 の 3 パーセントでそこで落ち着いている次第である。

杉崎 一番最初に戻る。上げると言ったのは団の方の要請なのか、執行者の方からなのか、どちらなのか。

庶務班長 どちらかというのはあれだが、私担当の執行の方からまず消防団の運営について、今どういった状態かといろいろやっている中で、報酬自体を少し上げたいとこちらから話しをしていたのは事実である。どちらが先かというのはなかなか難しいところで合意を得て今改正に至っているのは間違いない。

杉崎 団のほうからも少し上げてよ、という話はあったのか。今どちらかは言えないという話だったが。

庶務班長 はっきり上げてくれという言葉はいただいている。こちら側が先手を打ったということもはっきり言えない。

羽根 先ほどの費用弁償、災害時と訓練の時、平塚市と大磯も時間給ということはあるが、単価ばらばらでもよいので、おおよそ教えていただきたい。

庶務班長 費用弁償についてだが、平塚市を例にすると時間単位でかなり細かく切っており、3 時間以上の災害は 4,600 円、3 時間以下の災害は 3,100 円。その他 3 時間以上の災害以外の活動は 3,100 円、3 時間以下の災害以外の活動は 1,600 円となっている。大磯町は、完全時給制となっており 1 時間ごと 570 円である。

休憩 9 時 53 分  
(傍聴議員の質疑 露木、一石 各議員)  
再会 9 時 59 分

## < 討論 >

大沼 この条例案の年額報酬の上昇というかで検討いただき、条例が出たことにより消防団経験者として歓迎できるが、その中で先ほどの 団運営費の方の調整をするような形で年額報酬をアップするという事であると目先のごまかしのようになってしまうのかと、本当に心があつてのことなのかと疑問が尽きる。78 名のボランティアといいながら危険をはらんだ作業にあたる。

委員長 先に賛成か反対の立場を表明していただきたい。

大沼 賛成の立場で討論する。危険なボランティアの活動に従事してくれる方々、職員で 78 名揃えようとしたら、とんでもない費用になるということを肝に銘じた上で、手当てというものをしっかりと取

り組んでいただきたいと思います。今年度予算の関係に関しては全てに当てはまるが消費税の増税があり、ここがやはり少なからずそういった出費に大きく影響してくるのかと感じる。団の運営費なんかもまとめていけばそれなりの金額になってくると思う。実際に消防団ではそれぞれ自費も使いながら、出しているのは一部で全て買ったものを出しているわけではないため、そこらへんも検討し、今後の予算についても考えていただきたいと思います

#### <採決>

委員長

それでは議案第8号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第8号は可決と決定する。

休憩 10時02分

再開 10時04分

---

## ②二宮町印鑑条例の一部を改正する条例（町長提出議案第3号）

#### <補足説明>

戸籍税務課長

それではお配りした資料を見ていただきながら補足説明をさせていただきます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行された。内容としては、成年被後見人等を、資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、欠格条項を設けている各制度について、個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を整備するものであり、法律的には下に書いてあるように、180程度の法律が改正された。これを受けて、資料にはないが印鑑登録に関しても、取得の資格要件があり、成年被後見人について規定されている。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知が国から来た。これについては、地方自治法に基づく技術的助言ということで、印鑑証明制度は、市町村の固有事務ということだが、経済取引等において極めて重要な役割を果たすようなものであり、この制度が公正な運用を図れるように、印鑑登録証明事務処理要領という形で制度の改善はこの要領に準拠することが適当であるとされ、国から示されている。これをもととして事務の改善を行って、基本的に全国各市町村間での事務の差異がないようにすることになっているものである。改正内容については、最初に資料提供されている新旧対象のように、登録資格のところでは、登録を受けることができないものとして成年被後見人とあるところの表記を変えさせていただき、意思能力を有しない者という形に改正をさせていただく内容である。当町の条例についても同様に改正させていただく。

なお、今後の意思能力を有しない者についての運用については、今までは、成年被後見人の方は登録できないというものを、今度は成年後見人が成年被後見人と一緒に申請をされた場合は、登録をできるようにする。ただし、お一人で来られた場合、または後見人がついて、来られない場合は今まで通り発行はできないという運用に

変えさせていただくということである。これは全国的に統一していこうという流れであるため、改正をさせていただくことになった。

## <質疑>

大沼

この件は、後から配られた成年被後見人等の権利の制限に係る措置のこのプリントに関連するもので良いか。この中でいくと個別審査規程を整備となっているが、この個別審査規定はこんなかたちになるという見通しはあるか。

戸籍税務課長

他のことについてはそういった審査規定を設ける必要があるかもしれないが、印鑑登録に関してはそういった意味合いではなく、窓口に来てすぐに出さなければいけないものであり、今申し上げたような対応をしていこうと共通的に決められたものなので、基本的に難しいような審査規定を設けるものではない。表現を変えさせていただいた形になるが、やり方、登録の仕方としてはご本人が1人で来てしまった場合、成年被後見人が一緒についていない場合ではなく、成年被後見人と成年後見人が一緒に来られた場合については、発行手続きをするという取扱いなので、そういう規定のような難しいものは基本的にはつくらないということになる。

大沼

この意思能力の判定はとても難しいと思う。裁判所でも相当もめるような問題なのかもしれない。そうなると、町の方でもある程度、例えば見た目では特に分からないが、意思能力が欠けている状態だった場合、印鑑登録の申請や発行があり、後々に事件や何かに関わってくると町の意思能力の判定基準というものが適正だったか咎められる可能性があると思う。どこで対応するのか、窓口対応で済むのか。何かしらの意思能力があるかないかの判定をするところを考えておかないと怖いと思うが、考えたことがあるか。

戸籍税務課長

印鑑登録については色々のご心配いただいているが、今私が言ったのは運用ということで、基本的には成年被後見制度と合致しており、被成年被後見人の方は意思能力がないというような形となり、それ以外は意思能力があるというかたちの運用は基本的には変わらないということである。そのため、それ以外の方が来られたら意思能力があると判断されてしまう。それしか印鑑登録については窓口の運用方法がなく、全国的にそういう基準でいくとなっているので、町として従うということである。

根岸

平成28年のこの法律に基づく措置としてと書いてあり、今回印鑑条例の一部を改正する条例を改正するのが遅いような気がするが、通知は最近来て、速やかに行ったのか。それから今の話によると、同伴者は成年被後見人以外の方は認められないという話になっていて、成年被後見人がついていようが、ついていないという判断が難しいという話だったが、とにかく同伴者に成年被後見人がいてくれる以外は認められるという話か。

戸籍税務課長

まず法律に対して施行が遅いのではないかという話だが、この法律ができて施行されたのが去年の11月ということである。それを受けて印鑑登録については町独自の条例であり、国が条件ということで法律ができ、どういう運用にしようか国としても考えていただき、この通知が最近来た。それに合わせて町としてもここで条例を変えさせていただく形になった。もう1つの関係だが、ご本人が1人で来た場合はダメである。認められるのはご本人と成年後見の方が一緒に来られた場合は発行が可能である。それ以外の成年後見人以外の方が同伴されてもそれは認められない。

休憩 10時15分

(傍聴議員の質疑：松崎議員)

再会 10時18分

### <討論>

大沼

賛成である。先ほどの話だが、意思能力を有しないというところで、即日発行を印鑑証明されるケースの場合、何も分からないでただ印鑑証明をやってこいと言われ、財産的に後々影響があると町の方が巻き込まれるリスクは避けられないということもあるので、窓口の何かしらの注意をたてた方が良かったと思った。

### <採決>

委員長

それでは議案第3号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第3号は可決と決定する。

---

## ③二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第6号）

### <補足説明>

戸籍税務課長

続いて、自動車税・軽自動車税（種別割）のグリーン化という資料により説明する。地方税法の改正により、軽自動車税種別割、毎年4月1日に所有しているとかかる税金だが、これに対して環境対策として燃費や排ガス性能の良い軽自動車の普及目的で、グリーン化特例とって、時限的に軽減を行うことになっていたものが、再度2年延長されることになり、これに伴う町の条例改正である。表の1番左側に記載とおり、現行においては、2017年4月から2019年3月に登録された電気自動車については概ね75%の減。燃費基準+50%から30%達成車などについては、概ね50%。燃費基準+20%から10%達成車などについては、概ね25%をそれぞれ、最初の年度の税金を軽減するというものであり、現行のものだと表の右端のように2019年4月から2021年3月までの登録車については、電気自動車のみを概ね75%減とすることになっていたのだが、表の真ん中にあるように、2019年4月から2021年3月までの2年間の登録車についても、2017年4月から2019年3月の登録車同様の軽減をスライドして適用し、電気自動車のみを概ね75%減とするのは2021年4月から2022年3月の登録車とするものである。裏面は軽減がどん



なふうになるかという一覧表である。たとえば表の金額が入っている 2 段目の、四輪の自家用だと、通常では右端のように 10,800 円だが、左端から 75%軽減で、2,700 円、50%軽減で 5,400 円、25%軽減で 8,100 円となるものなり、最初の年の税金が安くなるというような内容である。

#### <質疑>

善波

これだけ制度が年々変わるということで、データの打ち込み作業や確認作業の体制はどのようになっているのか。前にも一度打ち込み忘れがあり、徴収金額が違ったということがあった。こういうふうに入力データを入れ替えた後のフォローはどういうふうに行っているのか、流れを教えてください。

課税班長

軽自動車については、軽自動車検査協会の方から登録申請書が町へ届き、それをシステムに入力をしていく。今の体制としては 1 人が入力、確認をして、そのあと他人が再度確認をし、アルバイトがもう 1 度確認をするような体制をとっている。運用としてはそういう流れである。

善波

今、他人がというのと、アルバイトさんというのは不安である。そのへんをもっとはっきりしていただきたい。

課税班長

他人というのは、入力をした以外の職員が確認をするということである。アルバイトには最後とじ込みをする時にまた再度確認をしていただいている。段階としては 3 段階確認を行っている。

善波

アルバイトではなくて、最終的には担当部署の部長や課長がやることではないのか。そういうシステムではないのか。税務課の長が最終確認をしないといけないと思うが、その点はどうか。

戸籍税務課長

最終的に出来上がって納税通知書を発行する段階では決裁は取るので、最終確認はさせていただいている。

休憩 10 時 26 分

(傍聴議員の質疑：松崎、渡辺 各議員)

再会 10 時 33 分

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長

それでは議案第 6 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 6 号は可決と決定する。

休憩 10 時 33 分

再開 10時34分

---

**④二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（議案第4号）**

**<補足説明>**

政策担当部長

今回は国民健康保険の資産割の廃止に伴い、条例改正ということだが、国保の資産割から1年が経過している。税の特質上、遡りでの情報確認が必要であったため、資産割の廃止から1年はこちらの条例を改正していなかったが、1年間経過したということで今回改正をさせていただいた。

**<質疑>**

なし

休憩 10時35分

（傍聴議員の質疑：なし）

再会 10時35分

**<討論>**

なし

**<採決>**

委員長

それでは議案第4号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

（挙手全員）

挙手全員である。よって議案第4号は可決と決定する。

閉会 10時36分